



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年1月28日 金曜日 第277号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 農地中間管理機構の住所及び農地中間管理事業を行う事務所の所在地の変更……………（農政課農地・担い手対策室） ……22
- くらまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………（水産課） ……22
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） ……22
- 公共測量の終了の通知……………（道路維持課） ……23
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備課） ……23
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課） ……23
- 道路の区域変更（県道桜井山路線）……………（東予地方局今治土木事務所） ……24
- 道路の供用開始（ ）……………（ ） ……24
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課） ……24
- 道路の区域変更（県道野村柳谷線）……………（南予地方局西予土木事務所） ……24
- 道路の供用開始（ ）……………（ ） ……25
- 落札者等の告示……………（警察本部運転免許課） ……25

### 雑 報

- 令和3年度行政書士試験合格者の公示……………（私学文書課） ……25

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第70号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第5条第2項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から次のとおり住所及び農地中間管理事業を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 農地中間管理機構の住所

|     |                  |
|-----|------------------|
| 変更前 | 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 |
| 変更後 | 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1 |

#### 2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地

|     |                  |
|-----|------------------|
| 変更前 | 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 |
| 変更後 | 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1 |

#### 3 変更年月日

令和4年1月31日

### ○愛媛県告示第71号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くらまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量（令和3年10月愛媛県告示第1216号）を次のとおり変更した。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中村時広

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量  | 変更前             | 変更後      |
|--------|------------|-----------------|----------|
|        |            | 愛媛県くらまぐろ（小型魚）漁業 | 4月から6月まで |
|        | 7月から9月まで   | 3.9トン           | 0.5トン    |
|        | 10月から12月まで | 1.0トン           | 0.4トン    |
|        | 1月から3月まで   | 1.6トン           | 13.1トン   |
|        | 総計         | 6.6トン           | 14.1トン   |

### ○愛媛県告示第72号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び町役場において縦覧に供する。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 川井地区（追加）

次に掲げる地番の土地に存する標柱6号と標柱7号を結んだ線、標柱7号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和50年4月愛媛県告示第313号）川井の項で指定した標柱4号を結んだ線、同項で指定した標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町    | 字  | 地番                    | 標 柱                       |
|--------|----|-----------------------|---------------------------|
| 伊予郡砥部町 | 川井 | 413番<br>412番<br>408番1 | 6号、7号<br>8号、9号、10号<br>11号 |

|  |  |        |     |
|--|--|--------|-----|
|  |  | 409番   | 12号 |
|  |  | 1364番2 | 13号 |
|  |  | 1369番  | 14号 |

岩谷B地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を町道岩谷線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

| 市 町    | 字  | 地番   | 標 柱      |
|--------|----|------|----------|
| 伊予郡砥部町 | 岩谷 | 232番 | 1号       |
|        |    | 231番 | 2号、3号    |
|        |    | 235番 | 4号、5号    |
|        |    | 249番 | 6号、7号、8号 |
|        |    | 251番 | 9号       |
|        |    | 123番 | 10号      |
|        |    | 122番 | 11号      |
|        |    | 102番 | 12号      |

○愛媛県告示第73号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松前町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量（数値地形図修正）
- 作業期間 令和3年5月20日から  
令和4年1月7日まで
- 作業地域 松前町全域

○愛媛県告示第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、大洲都市計画道路事業3・4・9号若宮東大洲線及び3・6・1号大洲徳森線（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中村時広

- 事業施行期間  
平成28年5月20日から  
令和5年3月31日まで
- 事業地
  - 収用の部分  
変更なし
  - 使用の部分  
なし

○愛媛県告示第75号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中村時広

| 許可番号          | 許可年月日       | 商号又は名称      | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地      | 取消年月日      | 取り消した建設業の種類                     | 取消しの原因となった事実 |
|---------------|-------------|-------------|-------|-----------------|------------|---------------------------------|--------------|
| (般-28)第803号   | 平成29年3月22日  | 大栄建設(有)     | 川上 正直 | 今治市大三島町宮浦3993   | 令和3年12月1日  | 建築工事業<br>電気工事業<br>管工事業<br>造園工事業 | 建設業の廃止(一部)   |
| (般-28)第9318号  | 平成28年12月22日 | 室町産業(株)     | 真木 健二 | 今治市波方町樋口甲1753-1 | 令和3年12月7日  | 建築工事業                           | 建設業の廃止(一部)   |
| (般-30)第15395号 | 平成30年9月3日   | 大山工業(有)     | 鴨崎 巡  | 今治市大西町九王甲2116-3 | 令和3年12月10日 | 管工事業<br>さく井工事業<br>水道施設工事業       | 建設業の廃止       |
| (般-2)第12064号  | 令和2年9月17日   | (有)米谷電気商会   | 米谷 正一 | 新居浜市松木町1-15     | 令和3年12月15日 | 電気工事業                           | 建設業の廃止       |
| (般-28)第12533号 | 平成29年2月3日   | (株)クリエイション直 | 崎山 三香 | 今治市地堀5-1-1      | 令和3年12月24日 | 建築工事業                           | 建設業の廃止       |
| (般-28)第17847号 | 平成29年1月17日  | シンセイ電機      | 永易 良一 | 新居浜市田の上1-18-40  | 令和3年12月27日 | 電気工事業                           | 建設業の廃止       |
| (般-1)第15686号  | 令和2年1月24日   | 佐和建(株)      | 佐伯 和史 | 今治市片山2-9-26     | 令和3年12月28日 | 土木工事業<br>とび・土工事業<br>水道施設工事業     | 建設業の廃止       |

○愛媛県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間                                     | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅         | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|---|------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 桜井山路線 | 今治市郷桜井1丁目甲189番3から<br>同市郷桜井1丁目甲189番3地先まで | 旧    | メートル<br>11.8～13.8 | キロメートル<br>0.004 |     |
|       |       | 今治市郷桜井1丁目甲189番3から<br>同市郷桜井1丁目甲189番3地先まで | 新    | 12.3～14.3         | 0.004           |     |

○愛媛県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                        | 供用開始の日    |
|-------|-------|--------------------------------------|-----------|
| 県 道   | 桜井山路線 | 今治市郷桜井1丁目甲189番5から<br>同市桜井3丁目甲65番15まで | 令和4年1月28日 |

○愛媛県告示第78号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
令和4年1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号          | 許可年月日       | 商号又は名称      | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地      | 取消年月日      | 取り消した建設業の種類      | 取消しの原因となった事実 |
|---------------|-------------|-------------|-------|-----------------|------------|------------------|--------------|
| (般-1)第16647号  | 令和2年3月2日    | (株)井上電化サービス | 井上 志朗 | 西予市宇和町上松葉601-1  | 令和3年12月20日 | 管工事業             | 建設業の廃止(一部)   |
| (般-30)第14152号 | 平成30年11月26日 | 宇都宮建築       | 宇都宮定雄 | 西予市野村町野村6-104-3 | 令和3年12月22日 | 建築工事業            | 建設業の廃止       |
| (般-28)第17851号 | 平成29年1月27日  | (合)園帝       | 玉井 英治 | 大洲市長浜町下須戒甲1791  | 令和3年12月23日 | 土木工事業<br>とび・土工事業 | 建設業の廃止(一部)   |

○愛媛県告示第79号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間                                  | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅         | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|--------------------------------------|------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 野村柳谷線 | 西予市野村町小松1705番3地先から<br>同町小松1705番3地先まで | 旧    | メートル<br>43.1～45.6 | キロメートル<br>0.018 |     |
|       |       | 西予市野村町小松1705番3地先から<br>同町小松1705番3地先まで | 新    | 43.1～52.5         | 0.018           |     |

○愛媛県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                              | 供用開始の日    |
|-------|-------|--------------------------------------|-----------|
| 県道    | 野村柳谷線 | 西予市野村町小松1705番3地先から<br>同町小松1705番3地先まで | 令和4年1月28日 |

○愛媛県告示第81号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年1月28日

愛媛県知事 中村時広

| 随意契約に係る物品等の名称及び数量                                     | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地             | 随意契約の相手方を決定した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                           | 随意契約に係る契約金額        | 随意契約にした理由                    |
|---|-------------------------------------|----------------|---|--------------------|------------------------------|
| ICカード運転免許証作成システム一式の賃貸借契約及びICカード運転免許証等消耗品代（1枚当たり）の単価契約 | 愛媛県警察本部交通部運転免許課<br>愛媛県松山市勝岡町1163番地7 | 令和3年12月22日     | 東芝自動機器システムサービス株式会社<br>神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1 | 6,433,515円<br>（月額） | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 |

雑報

○公告

令和3年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和4年1月28日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一 照

| 受験番号    | 受験番号    | 受験番号    | 受験番号    |
|---------|---------|---------|---------|
| 7510002 | 7510124 | 7510189 | 7510499 |
| 7510004 | 7510126 | 7510194 |         |
| 7510013 | 7510132 | 7510235 |         |
| 7510021 | 7510139 | 7510282 |         |
| 7510022 | 7510143 | 7510286 |         |
| 7510041 | 7510145 | 7510289 |         |
| 7510065 | 7510147 | 7510326 |         |
| 7510068 | 7510151 | 7510331 |         |
| 7510083 | 7510160 | 7510351 |         |
| 7510088 | 7510166 | 7510365 |         |
| 7510108 | 7510182 | 7510476 |         |